

法的責任の所在について

○食品関連事業者は、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。(食品安全基本法第8条)

○食品等事業者は、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の原材料の安全性の確保等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(食品衛生法第3条)

【 生産地 】

【 都 内 】

